

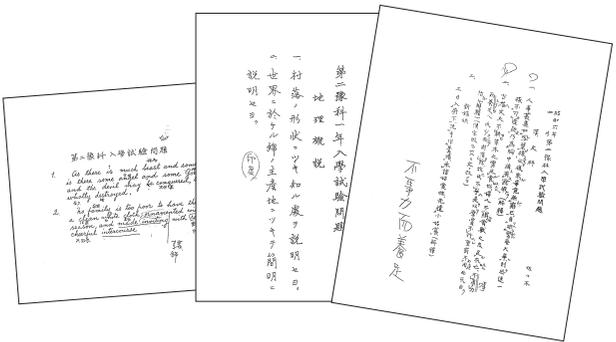
英吉利法律学校の入学試験

本学の前身である英吉利法律学校では、どのような入学試験が行われていたのであるか。

一八八五（明治十八）年七月、東京府に提出された同校の設立願書から創立期における入学試験の一端をうかがってみると、まず、受験資格として「年齢十八歳以上ノ男子」と「小学校全科卒業以上」という二つの制限があったことがわかる。

このうち、十八歳という年齢制限は、当時の高等中学校（のちの旧制高校）の卒業年齢に合わせた規定と考えられ、同校が現代の受験生とほぼ同じ年齢層の青年男子を募集対象としていたことを表している。しかし、学歴の制限を中学校卒業以上としなかった点については、この時期の独特な事情が反映されているようである。

最後の士族反乱とされる西南戦争の終焉と自由民権運動の展開という政治状況の中で、各地の若者たちは年若くして続々と上京し、多くは中学校へ進学することな



昭和期の入学試験問題（第2予科）

念ながら、三科目の具体的な出題内容や採点基準、合否の判定基準等については不明であるが、翌年度の生徒募集広告を見ると、七月と九月の二度にわたって入学試験を実施する旨が明示されており、右の方針にそった試験が実際に行われたものと思われる。ちなみに、当時の学期は九月に始まり、翌年の七月に終わる二学期制がとられており、現在と同

く英学塾などの私塾を転々としながら勉学を続けるという、いわば「留学塾」とでも呼ぶべき状況が背景となっていたのである。

東京府下の私塾数は四百余を数え、地方から上京した若者のための受験案内誌『東京留学独案内』が創刊されるほどの「留学塾」の高まりであった。つまり、小学校卒業以上という学歴制限の規定は、英吉利法律学校が、府下に集中していた多くの苦学生たちに向けて法学教育の扉を開いた事実を表していたのである。

次に、入学試験科目であるが、設立願書では「読方」「作文」「書取」の三科目から出題するとされている。「読方」は頼山陽の『日本外史』や『本朝史略』といった当時としてはポピュラーな歴史書から出題され、「作文」は論説や記事等を題材とした仮名文の論文問題であった。

また「書取」は法律の専門学校らしく「法律書類中二就キ一項又ハ数項ヲ簡記セシム」となっている。残

じ四月始業は、一九一九（大正八）年からのことである。

さて、入学試験に合格して入学した学生を、英吉利法律学校では「校内生・正員」と呼んでいたようであるが、それは、試験を受けずに入学する方法がほかにもあったためである。

その方法とは、第一に現代の通信教育生にあたる「校外生」として入学する方法であり、第二は「校内生・員外生」として入学する方法であった。後者の「員外生」制度とは、いわゆる臨時入学のことで、入学金と月謝（ともに金一円）を払いさえすればいつでも入学を許可した制度である。

簡単にいえば、とりあえず英吉利法律学校に入学し、第一年度の講義を聴講しながら、あらためて入学試験・進級試験を受け、及第した上で「正員」になるという道が開かれていたのである。その意味では、入試に失敗すると志望を断念するか「浪人」の道しか残されていない現代の受験生に比べ、若干「地獄」の苦しみも軽かったといえるかもしれない。